

令和8年度
尼崎市文化功労賞
推薦要領

締切日 令和8年7月10日（金）

【推薦方法】

1. 推 薦 書 「尼崎市文化功労賞候補者推薦書」による
2. 募 集 期 間 令和8年6月10日（水）～7月10日（金）＜必着＞
3. 提 出 先 尼崎市昭和通2丁目7-16（〒660-0881）
（公財）尼崎市文化振興財団 美術課美術担当
T E L : 06-6487-0806
F A X : 06-6482-3503
Eメール : bunka@archaic.or.jp

「尼崎市文化功労賞」等表彰要綱

1 実施の目的

この表彰は、本市内において長年文化活動に従事し、特に功労があった者を讃えることによって、市民文化の向上発展を図ることを目的とする。

2 賞の名称

尼崎市文化功労賞（以下「功労賞」という。）と称する。

3 表彰を受ける者

次に掲げる要件の全てを満たす者であって、第5項第2号の規定により置かれた選考会による選考を経て同項第4号の規定による決定を受けたものとする。

- (1) 在住地又は在勤地のいずれかが本市内であること。
- (2) 文化活動（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術についての活動をいう。以下同じ。）に指導的立場として30年以上従事していること。

4 事務の役割分担

功労賞の授賞に関する事務は、令和5年3月31日に市と公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」という。）との間で締結された「文化振興事業の実施に係る協働契約書（補助金型）」の定めるところにより、市及び財団が役割を分担して行う。

5 選考方法及び表彰を受ける者の決定

- (1) 財団は、公募による他薦により受賞の候補者を募集し、当該候補者のうち、第3項各号に掲げる要件を満たし、かつ、その推薦書が遺漏なく適正に記載されていると認められるものの一覧表を作成する。
- (2) 財団は、公正かつ適切に選考を行うために選考会を設置し、その意見を聴く。この場合において、選考会の事務局は財団に置く。
- (3) 選考会は、委員5人以内で組織し、委員は、文化芸術に精通している者その他財団が適当と認める者とする。委員の任期は2年とする。ただし再任することを妨げない。再任による任期は最長で5期10年までとする。
- (4) 財団は、選考会の結果を市に報告し、市は、選考会の意見を踏まえて、表彰を受ける者3名以内を決定する。

6 表彰

- (1) この表彰は、原則として年1回行う。
- (2) 前項第4号の規定による決定を受けた者（以下「受賞者」という。）には表彰状及び記念品を贈る。

7 文化功労特別賞

- (1) 前各項に規定するもののほか、市長は、文化に関し全国的に水準が高い賞を受賞した者等で市民文化の向上に多大な貢献をしたものに対し、表彰を行うことができる。
- (2) 前号の表彰において贈られる賞の名称は、尼崎市文化功労特別賞（以下「特別賞」という。）とする。
- (3) 特別賞の受賞者には表彰状及び記念品を贈る。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、所管課長が財団と協議して定める。

付 則

この要綱は、昭和46年9月7日から施行する。

<以下改正履歴>

平成2年7月20日	一部改正
平成8年8月15日	一部改正
平成29年6月6日	一部改正
平成30年5月7日	一部改正
令和2年5月8日	一部改正
令和3年5月19日	一部改正
令和4年5月20日	一部改正
令和5年5月30日	一部改正
令和8年5月7日	一部改正